

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成

地域連携保全活動計画の検討及び作成について、「STEP 1 検討材料を集める」、「STEP 2 市町村が活動計画を作る」に分けて解説します。

### Step1 → 検討材料を集める

#### 1) 基礎的な情報の収集

地域の特性に応じた適切な方法によって生物多様性を保全するために、地域の自然的・社会的条件に関する基礎的な情報を収集しましょう。

##### (1) 地図や文献等による情報の収集

地域の土地利用や野生生物の情報等、地域の生物多様性の把握に役立つ情報のほか、STEP 2で、地域連携保全活動計画を作成するにあたって必要となる特例措置等の手続や、計画内容を調和させることが必要な計画（生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画）の有無を確認するため、地図や文献等により情報を収集しましょう。

#### 地域の生物多様性の把握に役立つ情報の例

##### 土地利用図

土地利用図は土地利用の状態を、居住地、商業地や工業地等の機能区分、農地、林地等の植生区分等によって分類して色分けした地図です。地域のどこにどのような自然がどの程度に残っているのか、概況を把握するために役立ちます。国土地理院作成の土地利用図が市販されています。この他に都道府県が独自に作成している土地利用図等もあります。

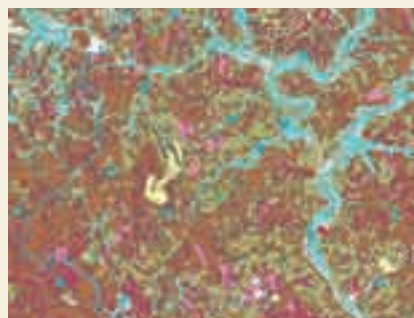


## 地域の生物多様性の把握に役立つ情報の例

### 植生図

植生図は様々な植物群落の分布状況を示した地図です。地域のどこにどのような植物群落が存在しているのか、概況を知ることができます。環境省生物多様性センターのウェブサイトで植生図を閲覧することができます。

- 縮尺 1/50,000 の全国の植生図は作成済です。
  - ▶ 「5万分の1 現存植生図 (1293 面、第 2 回・第 3 回自然環境保全基礎調査)」  
[http://www.biodic.go.jp/vg\\_map/one-to-fifty-thousand/index.htm](http://www.biodic.go.jp/vg_map/one-to-fifty-thousand/index.htm)
- 縮尺 1/25,000 の植生図は未作成の地域があります。
  - ▶ 「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」  
<http://www.vegetation.jp/>



植生図サンプル(左：縮尺 1/50,000、右：縮尺 1/25,000)

※ 下記のツールを使用すれば、Google Earth 上で植生図を閲覧することが可能です。

- ▶ 「自然環境情報 GIS 提供システム (試作)」  
<http://www.biodic.go.jp/trialSystem/top.html>

### 野生生物の生息・生育情報

都道府県や市町村の担当部局、地域の博物館、地域で環境保全活動をしている NPO/NGO や財団法人等の団体、地域の大学や教育機関等が、地域の自然誌や動植物に関する調査報告書、絶滅危惧種を掲載したレッドデータブック等を発行している場合があります。地域の図書館や博物館等を利用して、地域にどのような野生生物が生息・生育しているのかを調べることができます。また、環境省生物多様性センターが国土全体の自然環境を把握するため、また自然環境保全のための基礎資料として各方面で活用されるよう広く情報提供するために実施している「自然環境保全基礎調査」や、特に生態系毎の動向を詳しく把握するために国内約 1000 箇所でのモニタリング調査を実施している「モニタリングサイト 1000」の調査報告を、同センターのウェブサイトで閲覧することができます。

- 自然環境保全基礎調査
  - ▶ 「自然環境保全基礎調査 調査項目の一覧」  
[http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd\\_list.html](http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list.html)
- モニタリングサイト 1000
  - ▶ 「モニタリングサイト 1000」  
<http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step1

### 地域の生物多様性の把握に役立つ情報の例

#### 保護地域 や文化財 の情報

自然公園、鳥獣保護区等の保護地域や文化財に指定された動植物の生息・生育地や景観地等は、地域連携保全活動の実施場所や保全する対象を検討するための参考になります。

##### ●保護地域

- ・ 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園（自然公園法）
- ・ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・ 生息地等保護区（種の保存法\*1）
- ・ 国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区（鳥獣保護法\*2）
  - ▶ 環境省地方環境事務所や都道府県の担当部局に問い合わせてみましょう。

##### ●文化財

- ・ 史跡、名勝、天然記念物、文化的景観（文化財保護法）
  - ▶ 郷土資料館や教育委員会に問い合わせてみましょう。

※1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

※2：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

### 必要な手続や調和が必要な計画の有無を確認するための情報

#### 特例措置等の 対象となる 法律

地域連携保全活動計画に基づく活動に伴う行為については、次の法律に関する許可や届出等の一部が不要になる特例措置等が設けられています。特例措置等を受ける場合、地域連携保全活動計画を作成する際に協議等の手続が必要です。

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 種の保存法
- ・ 鳥獣保護法
- ・ 都市緑地法（・森林法）

協議の窓口となる環境省地方環境事務所や地方公共団体の担当部局に確認してみましょう。

▶ 詳細は、p.25「4-2 特例措置等の手続」

p.71「(参考資料)4. 特例措置等の対象及び手続に関する資料」

#### 生物多様性 地域戦略

生物多様性基本法では、都道府県又は市町村は、地域で生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされています。既に生物多様性地域戦略が定められている場合は、都道府県や市町村の担当部局、ウェブサイトや資料室等で確認し、地域連携保全活動計画の内容と調和を図るようにしましょう。また、生物多様性地域戦略が未策定の場合や異なる名称で同様の計画が策定されている場合もあるので、都道府県や市町村の担当部局に確認してみましょう。

#### 関係法令に 基づく 各種計画

地域連携保全活動計画の作成にあたっては、農林漁業や社会資本整備、土地利用等に係る関連法令に基づく各種計画等との調和を図ることが求められます。

例えば、農業振興地域整備計画、地域森林計画、国土利用計画、土地利用基本計画、近郊緑地保全計画、保全区域整備計画、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）、都市計画、自然公園における公園計画、特定外来生物に関する防除実施計画等の計画が考えられます。

計画策定者である国や都道府県、市町村のウェブサイトで閲覧・入手できる場合があり、関係省庁の出先機関や地方公共団体の担当部局に確認してみましょう。

## (2) ヒアリングによる情報の収集

収集した地図や文献をもとに地域の教育・研究機関や専門家等、地域の自然・社会状況に関する知識や経験を有する人材にヒアリングを行い、地域の自然的・社会的条件に関する基礎的な情報を収集しましょう。また、その結果を踏まえ、地域外の教育・研究機関や専門家、自然保護団体等からもヒアリングを行うと更に効果的です。

### ヒアリングのポイント

- 地域のどこにどのような自然環境があるか。その特徴は何か。
- 地域にはどのような野生生物(普通種、希少種や固有種、外来種等)が生息・生育しているか。
- 地域の文化財や歴史、生活文化等、人と自然の関わりとしてどのようなものがあるか。
- 以上の事項について、過去と比べてどのような変化が起きているか。

## 2) 現地調査の実施

地域の自然環境や人と自然との関わりを的確に把握するため、自然環境に関する現地調査や、歴史・生活文化等、人と自然との関わりに関する現地調査を行うこと等により、地域の現状についての情報を入手しましょう。また、保全活動を行おうとする各主体が事前の現地調査へ参加することを通じて、地域の現状や特性への理解を深めるとともに、得られた情報を保全活動の実施効果の検証にも役立てましょう。

### (1) 地域の自然環境を把握するための調査

地域の特性にあった調査方法の検討や動植物の種の同定等専門的な知識が必要な場面では、専門家や生きものに詳しい地域の方々の協力を得ると良いでしょう。また、調査の実施にあたっては、小・中学校や高校、大学等から児童・生徒や学生の参加を募ることで活動の広がりが期待できます。

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step1

〔調査イメージ〕

### □トンボ調査

目的	トンボの個体数の変化を把握する／生息・生育地としての種や環境の豊かさを把握する
指標	個体数や種数、種組成。比較データを入手できる場合、個体数や種数の増減、種組成の変化等。
調査の場所	水辺（ため池、河川、用水路等）、水田、樹林地
調査の時期	春季～秋季 1ヶ月に1回程度
調査実施者	3～5名
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、図鑑、カメラ、捕虫網、虫かご
調査の方法	調査範囲（ルート）を定めて、その範囲（ルート）を歩き、確認したトンボを記録する。 可能な限りその場で同定し、同定できないものは捕獲し、写真を撮り、調査後に調べる。
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、天気、調査地点、調査実施者</li> <li>■生物の情報：トンボの種類及び確認したおおよその個体数</li> <li>■環境情報：現地の状況（環境のタイプ、人による環境管理の状況等）</li> </ul>

### □水中の生きものの調査

目的	水中の生きものの種の個体数や分類群の変化を把握する／生息・生育地としての種や環境の豊かさを把握する
指標	個体数や種数、種組成。比較データを入手できる場合、個体数や種数の増減、種組成の変化等。
調査の場所	水辺（ため池、河川、用水路等）、水田
調査の時期	6月～8月 1回
調査実施者	何人でも
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、図鑑、カメラ、タモ網・サデ網、バケツ、観察用トレイ
調査の方法	調査範囲を定めて、その範囲にいる生きものをタモ網・サデ網で捕獲する。 捕獲した生きものを、バケツや観察用トレイに移して、その種類及び個体数を記録する。同定できないものは、写真を撮り、調査後に調べる。 ※大きな河川等では事前に「特別採捕許可申請」を行う必要がある場合も。
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、天気、調査地点、調査実施者</li> <li>■生物の情報：確認した生きもの（魚類、両生類、貝類、水生昆虫、甲殻類等）の種類及びおおよその個体数</li> <li>■環境情報：現地の状況（環境のタイプ、人による環境管理の状況等） 水辺の状況（水量、水の流れ、水の汚れや濁り、水草の発生状況等）</li> </ul>

### □毎木調査

目的	森林のタイプや質を把握する／生息・生育地としての種や環境の豊かさを把握する
指標	種数や種組成、バイオマス量。比較データを入手できる場合、群集構造の変化、バイオマス量の増減
調査の場所	森林・市街地
調査の時期	冬季 年1回～数年1回
調査実施者	何人でも
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、図鑑、カメラ
調査の方法	調査範囲を定めて、その範囲を歩き、確認できた樹木の名前や大まかな樹高、胸の高さでの幹の太さ等を記入する。同定できないものは、写真を撮り、調査後に調べる。
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、天気、調査地点、調査実施者</li> <li>■生物の情報：確認した樹木の種類とおおよその数</li> <li>■環境情報：現地の状況（環境のタイプ、人による環境管理の状況等）</li> </ul>

調査票記述例

調査期:  調査場所:

学校に由来するトンボ調査 調査票

調査項目	日付				
	1日	2日	3日	4日	5日
調査者	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎
調査時間	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分
気象	晴	晴	晴	晴	晴
トンボの種類	1種	2種	3種	4種	5種
トンボの生息状況	良好	良好	良好	良好	良好
観察者	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎	佐々木 太郎
観察時間	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分	12時30分～16時30分
観察場所	公園	公園	公園	公園	公園
観察方法	観察	観察	観察	観察	観察
観察結果	トンボの生息状況良好。観察時間中に5種類を観察した。	トンボの生息状況良好。観察時間中に4種類を観察した。	トンボの生息状況良好。観察時間中に3種類を観察した。	トンボの生息状況良好。観察時間中に2種類を観察した。	トンボの生息状況良好。観察時間中に1種類を観察した。
備考					
調査者					
調査時間					
気象					
トンボの種類					
トンボの生息状況					
観察者					
観察時間					
観察場所					
観察方法					
観察結果					

トンボ調査の調査票例

公共施設における緑地等の整備及びその管理、並びに市民参加型自然環境調査手引き書, 2009, 環境省 より

## (2) 歴史や生活文化等、人と自然との関わりを把握するための調査

地域の生物多様性は、人々の暮らしを支える基盤として様々な恵みを提供するとともに、地域の人々の暮らしの営みから様々な影響を受けながら、長い年月をかけて形づくられてきたものです。地域の歴史や生活文化を調べることで、昔と今の地域の人々と自然との関わりを知り、将来に向けてどのような“自然と共生する社会”を目指していけばよいのかを検討する上でも有効な情報となります。

調査にあたっては、地域の自然や生活文化に関する知識や経験を有する、地域の住民等との連携が不可欠です。また、自然環境の調査と同様に、小・中学校や高校、大学等から児童・生徒や学生の参加を募ることで活動の広がりが期待できます。

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step1

### 〔調査イメージ〕

#### □食文化（伝統野菜・郷土料理等）や伝統工芸

概要	地域の食材・料理や工芸を調べ、地域の文化が地域の生物多様性の恵みに支えられていることを再認識する。	調査の時期	いつでも
		調査実施者	何人でも
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、カメラ		
調査の方法	郷土資料館や図書館で市町村史（誌）、食文化等の関連書籍から調べる。 老人ホーム、民宿、農協・漁協、郷土史研究会、産直市場等で、地元の食文化等に詳しい方から聞き取り調査を実施する。		
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、場所、調査実施者</li> <li>■食文化等の情報：地域に特徴的な食材・料理、工芸（名称、特徴、産地（旬情報を含む）、料理法等）、行事との関連、情報源（書籍名、聞き取り対象者）</li> </ul>		

#### □伝統行事

概要	地域の祭り等伝統行事を調べ、地域文化への関心を高め、自然との関わりを探る。	調査の時期	いつでも
		調査実施者	何人でも
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、カメラ		
調査の方法	郷土資料館や図書館で市町村史（誌）、文化等の関連書籍を調べる。 郷土資料館、観光協会、郷土史研究会等で、地元の伝統行事に詳しい方に聞き取り調査を実施する。		
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、場所、調査者の人数（氏名）</li> <li>■伝統行事の情報：名称、場所、時期、規模、歴史、目的（由来）、農林漁業や生きものとの関係、主催者、情報源（書籍名、聞き取り対象者）等</li> </ul>		

#### □名所、旧跡、道祖神調査

概要	身近な風景の中に存在する名所、旧跡、道祖神といった地域の文化財を調べ、地域社会に存在した地域文化を再認識する。	調査の時期	いつでも
		調査実施者	何人でも
準備する物	調査地点周辺の地図、調査票、カメラ		
調査の方法	郷土資料館や図書館で市町村史（誌）、名所・旧跡・道祖神等の関連書籍を調べる。 教育委員会・自治体の文化財担当部署、郷土史研究会、寺社等で、地元の名所・旧跡・道祖神に詳しい方に聞き取り調査を実施する。		
調査票への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基礎情報：調査の年月日、時間、場所、調査者の人数（氏名）</li> <li>■名所・旧跡・道祖神等の情報：名称、場所、歴史、農林漁業や生きものとの関係、管理者、情報源（書籍名、聞き取り対象者）等</li> </ul>		

### 四季の畑－植え付け時期 と 年中行事

		春			夏			秋			冬		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	金神豆(20日頃)								玉ねぎ				
	ジャガイモ (3月末～4月初旬)			カブ(初旬)					レタス				
	ダイズ(豊作)			ナス(初旬)					ニンニク				
	ダイズ(豊作) (初旬)			ダイコン(初旬)					麦				
	キュウリ(初旬)			ダイズ(豊作) (初旬)					ソバ				
	ピーマン(初旬)			キュウリ(初旬)								白菜	
	エンドウ			ピーマン(初旬)									
	ラッキョウ(時期不明)			キュウリ(初旬)									
				ピーマン(初旬)									
	タイム、ライオン(初旬)			キュウリ(初旬)									
	長イモ(初旬)			ピーマン(初旬)									
	コブウ(中旬)			ピーマン(初旬)									
	トウモロコシ(中旬)			ピーマン(初旬)									
	ナンキン(中旬)			ピーマン(初旬)									
				ピーマン(初旬)									
	ホウレンソウ			ピーマン(初旬)									
	ハツタダイコン			ピーマン(初旬)									
	小松菜			ピーマン(初旬)									
				ネギ(初旬)									
				ウリ									
				ズッキーナ									
				ソラ豆									
				カブ									
				オクラ									
春祭り：消防での水かけ	春祭り（太郎の広場）春祭り（4月10日）	職込寄附雲祭（5月15日）	金華山まつり	白山地区納涼祭	8月下旬 極刈り始まる	秋祭り：美人芝居をする。舞はフラダンスの組合を舞台にした。	10月末：田の神さん祭り	11月末：山の神さん祭り	田の神さん祭り(2月5日)：お水遣いしたおちを作り、煮粥粥もちなどを作る。	どんと焼き(1月18日)	旧正月(2月1日)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		



里山の素材で料理

### 福井県越前地域の食のカレンダー

里山里山保全再生計画策定の手引き、2008、環境省より

1月	1～4日	春駒門付（1）、初総会（3）、区祈祷真言（寺）、大神宮祭礼（4）
	7日、8～14日	西之神旗振り（7）、西之神小屋作り（8～14日）
	15日直近日曜日	西之神 とうど小屋 どんど焼
	20日、最終日曜	生活改善反省会（20前後）、網打（各組4組）（最終日曜）
2月	第1日曜、20日頃	網打念仏（第1日曜）、おわさん（子供会）（20日頃）
4月	第1日曜、15日	春道作り（第1日曜）大神宮春例大祭 春祭り演芸大会（15日）
5月	第1週、第3週	イカ念仏（1週）、苗念仏（3週）
6月	27日	善宝寺念仏
7月	第1日曜日	草刈り（第1日曜日）、区民一斉清掃（第2日曜日）
	20日頃の日曜日	伝承館フェスティバル
8月	15～16日	盆踊り（15）、精霊流し（16）
9月	第1日曜日	秋の道作り
10月	15日	秋の例大祭
12月	第2日曜、大晦日	大皆済（第2日曜日）、2年祭り（31日～1月1日）
	*毎月24日	念仏（寺）

（例）新潟県佐渡市野浦地区

伝統行事、農事暦、年間行事カレンダーの例（新潟県佐渡市野浦地区）

里地里山保全再生計画策定の手引き、2008、環境省より



### 3) 情報の整理及び課題の共有

地域の自然的・社会的条件に応じた地域連携保全活動計画を作成するために、基礎的な情報の収集や現地調査の実施によって得られた情報を整理して、地域の生物多様性の保全に向けた課題や活動の目標を見つけ出し、地域連携保全活動に参加する各主体の間で共有しましょう。

#### ✓「情報の共有」から「活動の意義や目標の共有」へ

基礎的な情報の収集や現地調査の実施によって得られた成果を、地域連携保全活動に参加する各主体が共有することで、連帯感や達成感の醸成が期待され、地域連携保全活動計画を作成するために必要な活動の意義や目標を共有することが容易になります。

#### ✓ウェブサイトやシンポジウムを利用した情報の共有

調査等の活動の参加者が情報にアクセスしやすいように調査結果をウェブサイトに掲載したり、調査結果を発表するためのシンポジウム等を開催したりすることが考えられます。ただし、例えば、希少種の分布情報を公開することにより密猟や盗掘の危険性が高まるおそれもあることから、情報の内容に応じた慎重な取扱いも必要です。



### Step2 → 市町村が活動計画を作る

#### 4) 計画区域の設定

地域連携保全活動計画の対象となる区域「計画区域」を設定します。計画区域は、必ずしも市町村の行政区域にこだわる必要はなく、流域や山系、海域等それぞれの生態系のつながりやまとまりも踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な範囲を設定することが望めます。1つのため池を区域とするようなものから、各市町村の行政区域全域や複数の市町村にまたがるような区域とする広域なもの等、活動に応じた規模で設定しましょう。



#### 計画区域の設定のポイント

- 活動の目標や内容に見合った適切な範囲としましょう。
- 生態系のつながりやまとまり、自然環境の特徴、保護しようとする動植物の生活史を考慮して設定しましょう。

#### 例：両生類の保護を目的とした活動の場合

カエルやサンショウウオの中には、ふだんは樹林で生活し、繁殖の頃に水田・湿地に移動するものがあります。樹林、水田・湿地、いずれかが欠落して生息環境の連続性が失われると、これらの種は生きていけません。このような場合は、樹林と水田・湿地、その間の移動経路を含む区域を設定しましょう。

- 活動に必要な人数、時間や資金等を踏まえ、実行性を考慮して設定しましょう。

#### 5) 計画目標の設定

地域連携保全活動の計画区域において、地域の生物多様性や人と自然との関わりが将来どのような状態になることを目指すのかを、地域の自然的・社会的条件を踏まえて検討し、活動の目標を設定しましょう。

その際、保全活動に参加する多様な主体が一丸となり、目標の達成に向けてそれぞれの役割を十分に果たし、目標の達成状況について容易に確認することができるよう指標を設定する等、具体的でわかりやすい内容となるよう工夫しましょう。また、地域が抱える課題が大きい場合は、10年後、20年後の地域の自然や人と自然との関わりについて望ましい姿を「長期目標」とした上で、その実現に向けた個々の活動の達成目標を「短期目標」として設定すると良いでしょう。

また、計画区域全体で一つの目標を設定する方法や、種や生態系に着目して設定した地域ごとに個別目標を設定する方法も考えられます。その際、具体的な数値を示すもの（定量的目標）から地域の将来像のイメージを描くようなもの（定性的目標）まで様々な目標が考えられます。

かつて人と自然との関係が豊かであった頃の地域をイメージして目標を設定したり、具体的に種や生態系に着目した生物多様性の保全の観点に、地域の活性化や自然と共生する地域づくりの観点を加えることも良いでしょう。

### 目標設定の例

#### ●特定の種に着目

- 「ニッコウキスゲやクルマユリ等の高山植物が群生するお花畑の保全・再生」
- 「希少種〇〇の生息に配慮した農業が行われる水田を現在の〇倍に増加」
- 「外来生物のいない水辺づくり」

#### ●その地域にかつて存在した健全な生態系に着目

- 「稲作が盛んであった頃の棚田景観の再生」
- 「釣りが楽しめた頃の〇〇川の再生」

#### ●地域づくりに着目

- 「子どもたちで賑わう自然環境の豊かな水辺の創出」
- 「里山のみぐみ(山菜・きのこや伝統工芸)を活かした観光地の形成」
- 「自然とのふれあいや環境教育のインストラクターを〇〇名認定」

## 6) 活動内容の設定

それぞれの主体が地域連携保全活動計画の目標を達成するために行う地域連携保全活動の内容（実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等）を明確化しましょう。

### 地域連携保全活動の内容を検討するポイント

#### ●実施可能な規模や方法にしましょう。

過度の負担がかかると活動は長続きしません。やれることからコツコツと、無理のない規模や方法としましょう。

#### ●科学的な知見を踏まえ、活動自体が生物多様性に悪影響を与えないよう十分に注意しましょう。例えば、次のような活動には特に注意が必要です。

- ▶在来種を導入しようとする場合は、遺伝的な攪乱に十分注意しましょう。

##### 例：ホタルの放虫

ホタルは、本来生息する地域によって、遺伝的な違いから発光のパターンにも違いがあることが分かっています。遺伝的な攪乱を防ぐため、他の場所から持ち込んだ個体を放虫しないようにしましょう。

- ▶植物を植栽する場合は、その生態や分布域、生育環境を十分調査しましょう。

##### 例：コマクサの植栽

コマクサは、高山の砂礫地に生育する高山性の植物です。美しい花を咲かせるため、本来生育しない場所にまで植栽されてしまう例があります。こうした行為は地域の生物多様性を攪乱するものです。

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step2

### 地域連携保全活動の内容を検討するポイント

- ▶ 地域の生態系に大きな被害を及ぼすおそれがある外来種の導入はやめましょう。

#### 例：ホテイアオイの導入

ホテイアオイは繁殖力が強い外来種で、環境省の要注意外来生物リストの掲載種です。水質浄化や観賞を目的に導入されたため池等でも、水面を覆い尽くすまでに繁殖し、在来の水草や他の水生植物等へ悪影響を与えることがあります。

- ▶ 外来種の防除を行う場合、防除の方法等に注意しましょう。

繁殖力の強い外来種の防除方法を間違えると、個体数の増加や分布域の拡大を招くおそれがあります。

#### 例：外来水草の駆除（特定外来生物オオフサモ、ミズヒマワリ等）

外来水草の駆除の際に葉や茎の断片を残してしまうと、それらが水流で運ばれ、別の場所に定着し、分布域が広がってしまうことがあります。

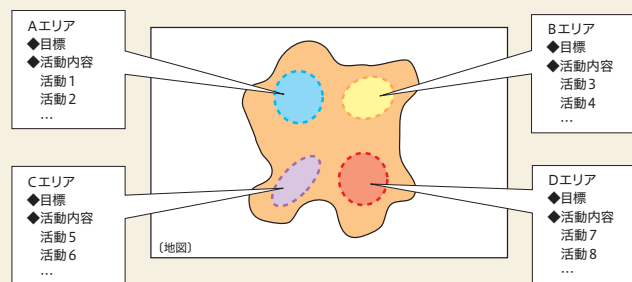
### ✓ 地域連携保全活動計画への記載

地域連携保全活動の内容は、計画の実効性を高めるため、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体や実施場所、実施時期、実施方法を可能な限り具体的に記載しましょう。ただし、環境教育等、必ずしも特定の場所で実施されない活動の場合には、この限りではありません。

なお、地域における多様な主体の有機的な連携を図るため、各主体の役割分担や実施する活動の順序等連携のあり方についても記載しましょう。

### 地域連携保全活動計画への記載例

#### ● 計画区域及び計画図



#### ● 地域連携保全活動の詳細

計画区域内の各活動について、詳細な活動内容を記載する。

##### 〔活動1〕

- ◆実施場所
- ◆実施主体及びそれに協力する関係者
- ◆実施時期（スケジュール）
- ◆実施方法
- ◆モニタリング項目、評価軸

##### 〔活動2〕

- ◆実施場所
- ◆実施主体及びそれに協力する関係者
- ◆実施時期（スケジュール）
- ◆実施方法
- ◆モニタリング項目、評価軸

## ✓ 関係者との調整

多様な主体が行う活動を地域連携保全活動計画に記載しようとする際には、あらかじめ、各主体の同意を得ましょう。また、地域連携保全活動の円滑かつ確実な実施の観点から、活動の実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者等の関係者についても、あらかじめ同意や了解を得る等、十分な調整を行いましょ。また、早い段階から、地域住民へ情報提供を行うことにより、活動への理解を得ながら、積極的な参加・協力を求めましょ。

## 7) 国又は都道府県との連携

地域連携保全活動計画の目標の達成に向けて、一体的に実施されることが望ましい国又は都道府県の取組がある場合には、国又は都道府県と調整し、これらの取組も記載ましょ。

国又は都道府県の取組の例としては、生態系維持回復事業の他、自然再生事業、希少種の保護増殖事業、外来種の防除事業、多自然川づくり、環境保全型農業等が考えられます。地域連携保全活動計画には、こうした取組と地域連携保全活動との連携の方法について具体的に記載し、活動計画の実効性を高めましょ。

## 8) 計画期間の設定

活動計画の目標の設定状況や地域連携保全活動の内容等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じて、地域連携保全活動計画の目標を達成するために必要な適切な期間を設定ましょ。

計画期間内に活動計画の実施状況を点検し、活動の実施の成果や新たに生じた課題を踏まえ、必要に応じて目標や活動内容を見直ましょ。計画期間の設定にあたっては、こうした計画の見直しの時期も考慮ましょ。

## 9) 各種計画との調和

地域連携保全活動計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和を図りましょ。

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき、都道府県及び市町村が、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画です。地域連携保全活動計画の策定主体である市町村や当該市町村を含む都道府県が生物多様性地域戦略を策定している場合や、地域連携保全活動計画の内容と関連する関係法令に基づく各種計画

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step2

がある場合においても、市町村は、あらかじめ当該計画の策定主体と調整し、地域連携保全活動計画の内容と当該計画の内容を調和させるよう留意しましょう。

なお、地域連携保全活動計画の内容と関連する関係法令に基づく各種計画等が変更された場合は、これらの計画等との適合性等について点検し、必要に応じて地域連携保全活動計画の変更を行いましょう。

### 〔生物多様性地域戦略及びその他各種計画等の例〕

	分野	名称	法律名	策定主体
法に規定	自然環境	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法	市町村、(都道府県)
法に規定のないその他の各種計画	農林漁業	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律	市町村
		地域森林計画	森林法	都道府県
	社会資本整備及び土地利用	国土利用計画	国土利用計画法	国、都道府県、市町村
		土地利用基本計画	国土利用計画法	都道府県
		近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全法	国、都県（首都圏）
		保全区域整備計画	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	府県（近畿地方）
		緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）	都市緑地法	市町村
	自然環境	都市計画	都市計画法	都道府県、市町村
		公園計画	自然公園法	国、都道府県
		防除実施計画	外来生物法	国、都道府県、市町村等

## 4-2 特例措置等の手続

### 1) 自然公園法等の法律の特例措置

地域連携保全活動計画の実施に伴う行為については、市町村が、活動計画を作成する際、各法律に基づき各種行為の許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議等を行うことにより、許可や届出等を要する行為を一括して処理することができます。

地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、このような特例措置が設けられている法律及び区域は下表のとおりです。特例措置の対象となる行為については「〔参考資料〕4. 特例措置等の対象及び手続に関する資料(p.71～p.75)」で確認し、協議の窓口となる環境省地方環境事務所又は都道府県の担当部局に相談しましょう。なお、協議の際に提出する協議書の様式は、p.76を参考にしてください。

〔特例措置が設けられている法律及び区域〕

法律	区域		地域連携保全活動計画の協議窓口	
			環境省地方環境事務所	都道府県の担当部局
自然公園法	国立公園	特別保護地区	○	
		海域公園地区	○	
		特別地域	○	
		普通地域	○	
	国定公園	特別保護地区		○
		海域公園地区		○
		特別地域		○
		普通地域		○
自然環境保全法	自然環境保全地域	特別地区	○	
		海域特別地区	○	
		普通地区	○	
種の保存法	生息地等保護区	管理地区	○	
		監視地区	○	
鳥獣保護法	国指定鳥獣保護区 特別保護地区	○		
	都道府県指定鳥獣保護区 特別保護地区		○	
都市緑地法	特別緑地保全地区		○※	
	緑地保全地域		○※	

※町村のみ協議が必要。

# 4 地域連携保全活動計画の作成

## 4-1 地域連携保全活動計画の検討及び作成 Step2

### ✓ 地域連携保全活動計画への記載

特例措置を受けようとする行為がある場合には、活動計画に各法律に基づく許可や届出等の際に必要なとされる事項に準じた内容を記載しましょう。

記載方法としては、地域連携保全活動の内容を記載する箇所に実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を記載した上で、必要事項を記入した協議書の別紙（資料編 p.78）を地域連携保全活動計画の巻末等に添付する等が考えられます。

なお、協議により同意を得た場合であっても、活動計画に記載した行為と異なる行為を行う際にはあらかじめ手続きが必要です。また、他の法令に関連する活動を行う場合には、関連する法律名、計画名及び計画期間等を記載しましょう。例えば、自然公園法に基づく生態系維持回復事業のように、法令に基づき事前の手続きを済ませておけば、各種行為に係る許可等を要さない仕組みもあります。このような場合には、本法に関する特例措置等の手続きを要しません。特例措置等の手続きの要否を明確に区別できるよう、地域連携保全活動計画には活動に関連する他法令の情報を明記しましょう。

## 2) 市町村森林整備計画との適合

地域連携保全活動計画の内容に、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の区域における立木の伐採等、森林の施業に係る事項が含まれている場合は、市町村が、活動計画を市町村森林整備計画に適合させることで、立木の伐採及び伐採後の造林の届出が不要になります。

### ✓ 地域連携保全活動計画への記載

地域連携保全活動計画に森林法第10条の8で定める森林の所在場所、伐採面積、伐採方法等を記載するとともに、活動の内容を市町村森林整備計画に適合させましょう。

先述の特例措置と同様に、簡潔な記載方法として、地域連携保全活動の内容を記載する箇所に実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を記載した上で、必要事項を記入した p.76 の様式3 を地域連携保全活動計画の巻末等に添付する等の方法が考えられます。

また、市町村森林整備計画との適合については、活動計画を作成する際に、市町村の担当部局間であらかじめ調整しましょう。